

一般社団法人京都経済同友会 役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都経済同友会（以下「本会」という）の定款第16条に規定する役員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員の選任方法

(役員の選任方法)

第2条 本会は役員の選任に当たり、理事会が本規程に定める役員候補者選考基準に基づき各候補者を選考し、総会に提案するものとする。

2 前項のうちの次期代表理事候補者については、任期満了によって退任する代表理事から推薦を受ける。ただし、退任する代表理事が欠けたとき又は事故あるときは理事会から推薦を受ける。

3 第1項のうちの次期理事候補者、同監事候補者については、留任する代表理事から推薦を受ける。ただし、留任する代表理事が欠けたとき又は事故あるときは理事会から推薦を受ける。

4 第2項及び第3項によって選考されたそれらの候補者は、定款に定める各選任機関の承認を受けなければならない。

5 第1項から第3項の規定にかかわらず、総会において、定款が認める範囲内で別途の候補者選考方法が決議された場合はこれに従う。

第3章 役員候補者の選考基準等

(代表理事候補者)

第3条 代表理事候補者には、理事又は理事経験者で本会を代表し会務を統轄できる正会員を選考する。

2 代表理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 代表理事の再任はこれを妨げない。ただし、代表理事が定款第15条第4項の規定により再任される場合でも、再任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、原則として、その終結後に再度の再任は行われぬものとする。

(理事候補者)

第4条 理事候補者には、理事会及び本会の諸会合に出席するとともに、事業活動上の任務を遂行できる正会員を選考する。

2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(監事候補者)

第5条 監事候補者には、理事または幹事在任期間が長く本会会務及び事業活動に詳しい正会員を選考する。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第4章 補 則

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は総会の決議による。

附 則

1. この規程は一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成27年5月15日に改定し、同日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月25日に改定し、平成30年4月26日から施行する。